

川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更等の素案について

今後の予定

今後の手続きの流れ

都市計画素案の説明会
(令和6年4月20日、22日、25日)



都市計画素案の縦覧
(令和6年4月22日～5月10日)

縦覧期間

令和6年4月22日(月)～
令和6年5月10日(金)

縦覧場所

- ・まちづくり局計画部都市計画課
- ・各区役所市政資料コーナー
- ・各図書館（分館を除く）

※川崎駅西口大宮町地区にかかる用途地域等の変更については、都市計画課、川崎区及び幸区の区役所、図書館で縦覧いたします。

縦覧期間中、「都市計画素案」を市ホームページに掲載します。

今後の手続きの流れ

都市計画素案の説明会
(令和6年4月20日、22日、25日)

都市計画素案の縦覧
(令和6年4月22日～5月10日)

公聴会(令和6年5月25日)

公述申し出ができるのは、川崎市民又は利害関係人の方

申出期間

令和6年4月22日(月)～
令和6年5月10日(金)

申出方法

○書面での提出

- ・公述申出書を都市計画課へ郵送又は持参
- ・公述申出書の書式は自由
(氏名、住所、意見の要旨を記載)
- ・参考書式は縦覧場所又は
本市ホームページで

○電子申請

- ・本市ホームページから申請

公聴会の様子

公述人



公述の申出をされた方は都市計画素案に対する
ご意見を述べることができます。

※傍聴もできます

公述申出書

都市計画素案に対する公述の申し出について

(参考書式)

公 述 申 出 書

(宛先 川崎市長) 令和6年 月 日

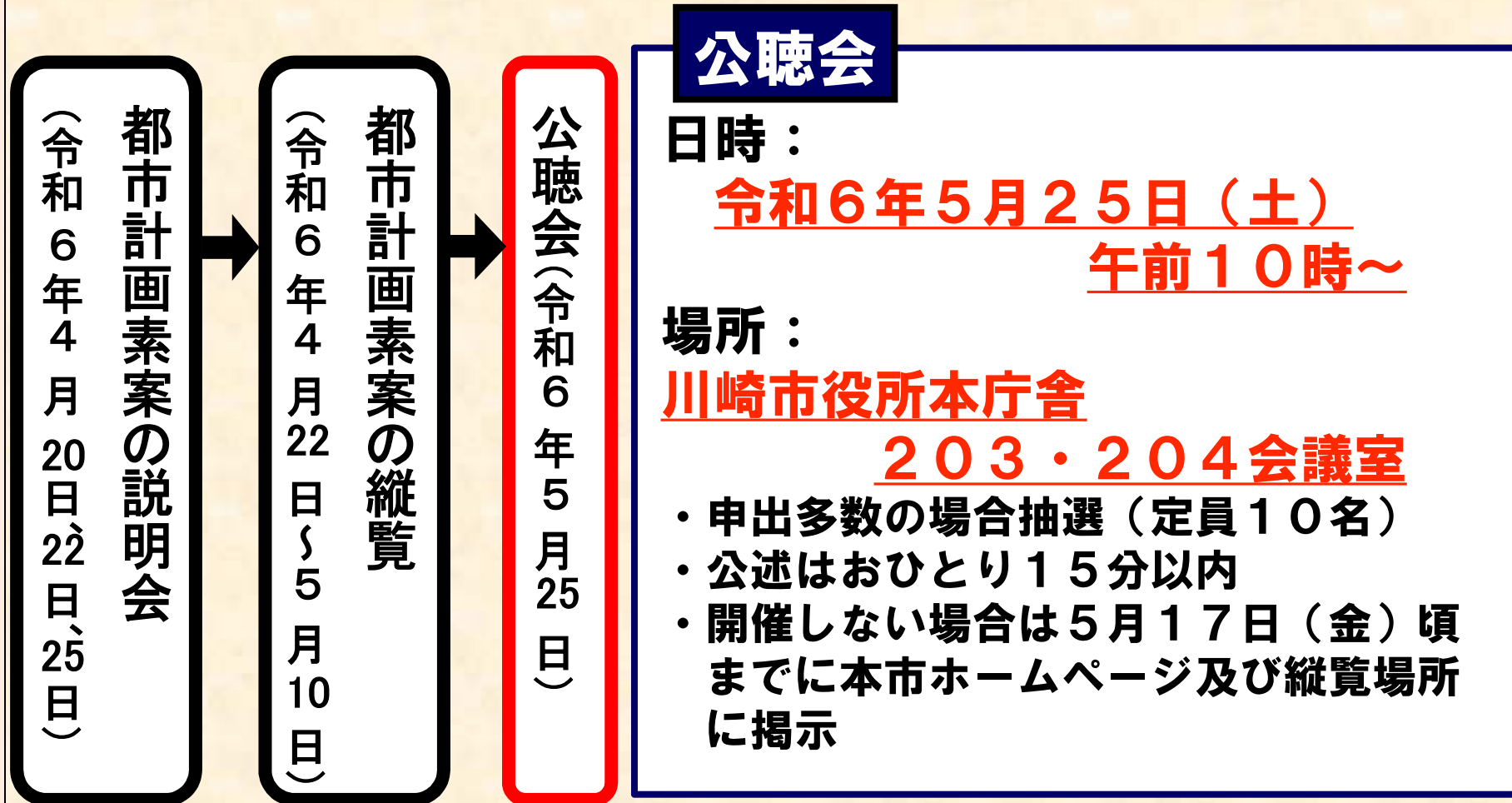
次の都市計画の素案に対し、意見を述べたいので申し出ます。

<p>■都市計画案件の名称</p> <p>_____</p>
<p>■公述申出人</p> <p>住 所 〒 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 _____</p> <p>又は名称 _____</p>
<p>■都市計画素案に係る利害関係 (本市に住所を有しない方のみ記載ください。)</p> <p>※該当するところにチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/>本市に所有権などの権利を有する者 【<input type="checkbox"/>所有権、<input type="checkbox"/>地上権、<input type="checkbox"/>その他 (_____)】</p> <p><input type="checkbox"/>その他 (_____)</p>
<p>■意見の要旨</p> <p>項目 _____</p> <p>説明 _____</p> <hr/> <p>項目 _____</p> <p>説明 _____</p> <hr/> <p>項目 _____</p> <p>説明 _____</p>

※注意

- ・意見の要旨については、楷書横書きで簡潔にまとめてください。
- ・説明欄に収まらない場合は、別紙に御記入ください。
- ・都市計画の素案に直接関係がない意見については、述べるできません。

今後の手続きの流れ



公述の申し出があった場合のみ開催

今後の手続きの流れ

